

四万十市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号。以下「規則」という。）第21条の規定及び四万十市環境基本計画に基づき、地球温暖化防止に取り組むまちの創造に向け、地球規模で環境の保全に貢献し、将来の世代に暮らしよい社会を残していけるよう新エネルギーの導入を推進するため、太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）及び定置用蓄電池（以下「蓄電池」という。）を設置する者に対し、発電した電力は専ら住宅において消費することを条件として、予算の範囲内において交付する四万十市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(システム及び蓄電池)

第2条 前条に規定するシステム及び蓄電池とは、それぞれ次の各号の区分に応じ、当該各号の全ての要件に適合したものをいう。

(1) システム

ア 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線で連系したものであり、かつ、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（kw表示とし、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てるものとする。以下同じ。）が10kw未満のものであること。

イ 未使用品であること（中古品は対象外）。

ウ 太陽電池モジュールの公称最大出力の80パーセント以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていて、メーカー等によるメンテナンス体制が用意されているものであること。

(2) 蓄電池

ア 既にシステムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置するもの又はシステムとともに蓄電池を設置するものであり、リチウムイオン蓄電池及びインバーター等の電力変換装置を備え、蓄電容量（kWh表示とし、小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てるものとする。以下同じ。）が1kWh以上のものであること。

イ 未使用品であること（中古品は対象外）。

ウ 蓄電容量の60パーセント以上の容量が蓄電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていて、メーカー等によるメンテナンス体制が用意されているものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自らが居住する市内の住宅にシステム又は蓄電池若しくはその両方（以下「システム等」という。）を設置する者又は市内のシステム等付きの新築または改築住宅（以下「新築住宅等」という。）を購入し、当該新築住宅等に居住する予定である者

(2) 設置費用を自ら負担する者

(3) 電力会社と電灯契約を自ら締結する者

(4) システムにより発電した電力は、専ら住宅において消費すること。

(5) 世帯の全員が市税を滞納していない者

(6) 自らが県税を滞納していない者（システムのみの設置の場合を除く。）

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) システム

システムを構成する機器であって、次に掲げるものの購入費及びシステムの設置に要する工事費

ア 太陽電池モジュール

イ 架台

ウ 接続箱

エ 直流側開閉器

オ 交流側開閉器

- カ パワーコンディショナー（蓄電池と併用する場合を除く。）
- キ 発生電力量計
- ク 余剰電力販売用電力量計
- ケ 配線及び配線器具

(2) 蓄電池

蓄電池を設置する際の、次に掲げるものの購入費及び工事費

- ア 蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）
- イ 電力変換装置（インバーター、パワーコンディショナー（システムと併用する場合を含む。）等）
- ウ 附属品（キュービクル、計測・表示装置等）

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) システムのみの設置

今回設置するシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に3万円を乗じて得た額とし、補助金の額は12万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、システム設置にあたり、自ら負担する補助対象経費が補助金額に満たないときは、その額とする。

(2) 既存システムに加えた蓄電池の設置

今回設置する蓄電池の蓄電容量の合計値に4万円を乗じて得た額とし、補助金の額は40万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、蓄電池設置にあたり、自ら負担する補助対象経費が補助金額に満たないときは、その額とする。

(3) システムと蓄電池同時の設置

今回設置するシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値に4万円、蓄電池の蓄電容量の合計値に4万円を乗じて得た額とし、システムに対する補助金の額は20万円、蓄電池に対する補助金の額は40万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、設置にあたり、自ら負担する補助対象経費が補助金額に満たないときは、その額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システム等に係る設置工事の着手前、又は新築住宅等の引渡し前に住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュール（製造メーカー、型式、最大出力値と使用枚数）、蓄電池（製造メーカー、型式、最大出力値）又はその両方の概要
- (2) システム等の設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は新築住宅売買契約書の写し
- (3) システム等を設置しようとする住宅の位置図
- (4) 自らが居住する市内の住宅にシステム等を設置する場合は設置前の写真
- (5) 県税完納証明書（システムのための設置の場合を除く。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付申請の受付）

第7条 申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を停止する。なお、予算の範囲を超えた日に複数の申請があった場合は抽選を行い、最終申請者を決定するものとする。

（交付決定）

第8条 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書は、規則第20条の規定により様式第2号のとおりとする。

（補助事業等の変更）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第8条第1項に規定する補助事業等の変更をする場合、補助金の交付申請額を増額することはできない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、システム等の設置工事が完了した日、新築住宅等の引渡し完了した日又は電力会社と電力需給を開始した日のいずれかの遅い日から起算して2ヶ月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム等設置費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) システムの出力対比表(太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの)
- (2) システム等の設置状況の全てが確認できる写真及びシステム等が設置された住宅全体の写真
- (3) システム等の設置費にかかる領収書の写し又は代金領収に関する証明書の写し
- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し又は電力会社との契約を証明する書類の写し
- (5) 住民票の写し又はシステム等が設置された住宅に居住していることが確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

(交付の取消し等)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) システム等の法定耐用年数の期限内において、当該システム等を処分したとき。

(交付条件)

第13条 市長は、規則第5条の規定に基づき、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を交付決定者に求めるものとする。

(補助の制限)

第14条 この告示に基づく補助金の交付を既に受けている者に対しては、新たな補助金は交付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) システムの設置に係る補助金の交付を受けた者が、新たに蓄電池の設置に係る補助金の交付を受ける場合
- (2) 蓄電池の設置に係る補助金の交付を受けた者が、新たにシステムの設置に係る補助金の交付を受ける場合

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第12条の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

(補助の制限の特例)

- 3 この告示による改正前の四万十市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年四万十市告示第22号)の規定に基づきシステムの設置に係る補助金の交付を受けた者は、新たにシステムの設置に係る補助金の交付を受けることはできない。